

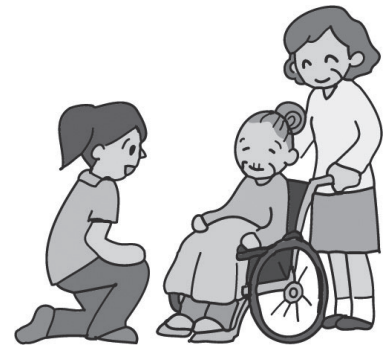
65歳以上の方の

介護保険料が変更になりました

問 保健福祉課 介護保険係 ☎42-2650

介護保険料は、3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせて、その保険料額が見直しされます。当町においても、「第9期松前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定し、今後3年間の介護サービスに係る介護給付費の見込額により、介護保険料を次のとおり改定しました。

なお、令和6年度の保険料額は、7月中旬に郵送する納入通知書でご確認ください。



所得段階	住民税		対象者	令和5年度		令和6年度		
	本人	世帯		負担割合	保険料年額	負担割合	保険料年額	
第1段階	非課税	非課税	生活保護の受給者または老齢福祉年金受給者	0.3	18,720円	0.285	18,460円	
第2段階			80万円以下					
第3段階			80万円超 120万円以下	0.5	31,200円	0.485	31,420円	
第4段階			120万円超	0.7	43,680円	0.685	44,380円	
第5段階			80万円以下	0.9	56,160円	0.900	58,320円	
第6段階	課税	課税	前年の合計所得金額	80万円超	1.0	62,400円 (基準額)	1.000	64,800円 (基準額)
第7段階				120万円未満	1.2	74,880円	1.200	77,760円
第8段階				120万円以上 210万円未満	1.3	81,120円	1.300	84,240円
第9段階				210万円以上 320万円未満	1.5	93,600円	1.500	97,200円
第10段階				320万円以上 420万円未満	1.7	106,080円	1.700	110,160円
第11段階				420万円以上 520万円未満	-	-	1.900	123,120円
第12段階				520万円以上 620万円未満	-	-	2.100	136,080円
第13段階				620万円以上 720万円未満	-	-	2.300	149,040円
			720万円以上	-	-	2.400	155,520円	

新設